

診療契約上の顛末報告義務

メディカルオンライン医療裁判研究会

【概要】

予期せぬ後遺症が遺残した患者に対し、診療録等を示しながら治療の顛末について説明すべき義務があるにもかかわらず、これを怠ったとして損害賠償請求された事案

キーワード：後遺症、診療録、舌白板症

判決日：大阪地裁平成20年2月21日判決

結論：一部認容

【事実経過】

患者A：昭和13年生まれの男性、他院で舌左縁部分の舌白板症の治療を受けていた。

年月日	詳細内容
平成3年 4月22日	転勤を契機として、Aは、H病院の第二口腔外科に通院を開始した。
平成4年 1月16日	AはH病院において、左側顎舌リンパ節について転移癌の疑いとの診断を受けた。
1月30日	AはH病院に入院した。
2月4日	手術施行。 術中病理組織検査を行ったところ、左オトガイ下のリンパ節に転移性の扁平上皮癌があることが判明し、そのまま左全顎部郭清術及び左下顎骨部分切除術を受けた。
2月24日	放射線治療を開始。
2月27日	AはH病院を退院した。
3月18日	放射線性の口内炎により食事の経口摂取が困難であったため、Aは再度入院する。
4月20日	AはH病院を退院した。
8月ころ	Aの舌部の硬結及び疼痛を訴える。
9月24日	歯肉の欠損と下顎骨の口腔内露

	出等が認められる。
10月2日	舌部疼痛と口腔内出血があり治療のために入院。
10月12日	AはH病院を退院した。
10月20日	放射線性骨髄炎による口腔内出血等の治療のために入院。
11月5日	同入院
11月15日	同入院
11月19日	放射線性骨髄炎の治療のために高圧酸素療法等のために通院。
平成6年 3月	腸骨皮弁等を下顎部に移植、チタンプレート埋め込み、インプラントによる歯の形成等の下顎骨の再建術を行うことを検討。
4月12日	下顎骨区域切除術、右側上顎部郭清術、血管柄付き腸骨皮弁による再建及び植皮の手術を受ける。
6月28日	上記手術後、移植を試みた皮弁が壊死し、移植した骨が計画通りに下顎部に生着しなかったなどのため、プレート再固定、腐骨除去及び血管柄付き腸骨皮弁・前腕皮弁による再建の手術を受ける。
平成7年 8月14日	同日までの間、合計7回の再建術等の手術を受ける。

・Aの症状

再建術によっても改善せず、下顎はわずかに薄い骨が残存するのみの強度。

上下のあごは咬合できず開口不十分である一方、閉口は不可能な状態。

下歯を喪失し、下はほぼ動かない状態であり、咀嚼機能を喪失し、舌の味覚及び知覚は麻痺している。気管は閉塞状態であり、口及び鼻から呼吸することができないため、喉に穴をあけて呼吸を行っている。

・別訴訟

Aは、H病院の診療に過失があるとして、訴訟提起した(以下「別訴訟」という。)。別訴訟において、AはH病院に対し、診療録の開示を求めたが、紛失したとのことで、一部(①平成4年1月30日から同年2月27日までの入院カルテ、②同年3月18日から同年4月20日までの入院カルテ、③同年10月2日から同月12日までの入院カルテ、④同月20日から同月30日までの入院カルテ、⑤同年11月5日から同月10日までの入院カルテ、⑥同月15日から同月19日までの入院カルテ、⑦同年2月4日の左側全頸部郭清術及び左下顎骨部分切除術の手術関連記録)が開示されなかった。なお、別訴訟は、H病院の診療に過失はないとして、Aの請求は棄却されている。

本訴訟は、別訴訟において診療録の一部が開示されなかったことと等を理由になされた損害賠償請求事件であり、後述の争点が問題となった。

【争点】

1. 診療契約の付随義務として診療録等を開示すべき義務があるか否か。
2. 医療機関が、診療録等に基づいて顛末を報告する義務を負っているか否か。

【裁判所の判断】

1. 診療契約の付随義務として診療録等を開示すべき義務があるか否か

Aは本訴訟において、医療機関は、診療契約の付随義務として、医療機関には診療録等の記録を患者に開示する義務があると主張した。この点について、裁判所は、以下のとおり判示し、診療契約に基づく診療録等の開示義務の存在を否定した。

「医師ないし歯科医師(以下「医師ら」という。)の診療行為は、診察、検査、診断及び治療等の行為を含む継続的な過程であり、患者の症状の経過を観察しつつ互いに関連性を有するこの行為が合目的的に積み重ねられてゆくものであることから、医師らは患者の経過を把握していなければ適切な診療を行うことができない上、医師らは通常は多数の患者を同時並行的に診療しているのであるから、医師らが診療契約に基づいて適切な診療を行うためには、個々の患者ごとに診療経過を明らかにした記録を作成する必要性が生じると考えられる。」として、診療録作成の必要性を説示した上で、「患者としても、医師らに対し、上記のような記録を作成してこれに基づいて適切な診療が行われることを求めているはずであるから、医師らは、診療契約上も、患者に対し、上記の診療経過を明らかにした記録を作成し保存すべき義務を負っているものと解するのが相当である。」として、診療記録の作成義務があることを認定した。

他方で、診療録等の開示については、「上記の作成・保存義務は、前記のとおり、適正診療の確保の手段としてのものにすぎないから、患者側から医師らに対し、診療契約上、説明義務等の一環として診療録等を示しながら説明するよう求めることができる場合は別として、説明義務等とは別個独立の一般的な権利として、診療録等の開示を求めることはできないというべきである。」として、医療機関側に、診療契約に基づく診療録の開示義務は存在しないと認定した。

2. 医療機関が、診療録等に基づいて顛末を報告する義務を負っているか否か

A は、患者と医療機関との間の診療契約上、医療機関には顛末報告義務(民法645条)があり、診療録を紛失したのであるから、この顛末報告義務に違反すると主張した。これに対し、H 病院は、顛末報告義務は、診療録の記載内容の全てを告知する義務があるものではなく、その方法としても、診療録を示して行わなければならないものではなく、患者が実質的に理解できるように必要な範囲で、事案に応じて適切と思料される方法で説明・報告を行えば足りると反論し、診療録等を示して説明する義務までは負わないとした。これに対し、裁判所は、以下のとおり判示した。

まず、裁判所は、診療の顛末の報告について、「診療契約とは、患者等が医師ら又は医療機関等に対し、医師らの有する専門知識と技術により、疾病の診断と適切な治療をなすように求め、これを医師らが承諾することによって成立する準委任契約であると解され、医師らは民法645条により、少なくとも患者の請求があるときは、その時期に説明・報告することが相当でない特段の事情がない限り、本人に対し診療の結果、治療の方法、その結果などについて説明及び報告すべき義務(顛末報告義務)を負うと言える。」とし、民法645条を根拠に診療に関する顛末報告義務があることを認めた。

さらに進んで、その説明に当たり、診療録等を開示しながら説明すべき義務まで負うかという点について、裁判所は、「医師らの患者に対する説明、報告の内容、方法等自体が委任者である患者の生命、身体等に重大な影響を与える可能性もあることから、患者に対する説明、報告の内容、方法等に際しては医師等の専門的な判断も尊重されるべきであり、医師らに一定の裁量が認められ、顛末の報告も、事案に応じて適切な方法で行われれば足りるというべきである。そして、医師らが適切な方法で顛末の報告を行う場合に、診療録等を示して行う必要があるか

否かは、当該診療の内容、医師らが行った説明、当該診療録等の記載内容の重要性、医師らが当該診療録等を示すことができない事情、患者が顛末報告のために診療録等を示すよう求める理由や必要性、報告時の患者の症状等の具体的事情を考慮して決すべきものと解される。」とし、医師らに裁量を認めつつも、一定の場合には診療録を示して説明する義務があることを認定した。

その上で、本件では、「転移癌の摘出及びその後の癌の再発防止のための放射線治療により一定の後遺症が残ることは、H病院には治療上の過失がなかったとしても生じうることでありと考えられるものの、Aにとっては予期しない身体障害1級という重篤な後遺症を有するに至っているのであるから、Aが診療の経過について、診療録等に基づいて具体的な詳細を知りたいと考えることは十分な理由がある。また、診療録を示して顛末の報告を行うことに支障があったとはいえない。そうすると、H病院は、Aに対し、診療録に基づいて顛末報告を行うべき義務を負っていたものと解すべきである。」として、H病院に診療録を示した形で顛末報告義務があったことを認定した。そして、H病院は診療録の一部を紛失しており、その診療録部分についてはAに示して説明していないことから、H病院に報告義務違反があるとして、Aの請求の一部を認めた。

なお、認容された損害額は、慰謝料金30万円である。

【コメント】

1. 診療契約の付随義務として診療録等を開示すべき義務について

本判決では、医療機関には、診療契約に基づく診療録の作成義務があることを認めたものの、診療録の一般的な開示義務自体は否定している。すなわち、診療録を開示しない場合であっても、診療契約に基づく注意義務違反として損害賠償義務を負うことにはならないことになる。また、本判決では、仮

に医療機関が診療録を紛失等した場合であっても、診療契約に基づく損害賠償義務を負わない旨判示している。因みに、診療契約に基づく開示義務が存在しないことについては、東京高裁昭和61年8月28日判決があり、本判決もこれに従ったものと考えられる。

ただし、個人情報保護法施行後、個人情報開示のガイドラインも整備されている現在、合理的理由もなく患者からの診療録の開示請求を拒否した場合、「証拠隠滅」、「カルテ改ざん」等の疑いを持たれることは否定できず、また、余計な紛争を招くことにもなりかねない。そのため、患者からの診療録の開示請求があった場合には、医療機関の定める手続きに沿って開示手続きを行うべきであろう。

なお、医師法第24条においては、診療録を5年間保管する義務が課せられている。そのため、仮に診療録を紛失した場合、患者に対し、診療契約上の損害賠償義務を負わないとしても、行政的な取り締まりを受ける可能性があるため、その保管には十分な注意を払うことが望ましい。

2. 診療録等に基づいて顛末を報告する義務について

本判決では、診療契約を民法上の「準委任契約」（民法645条）と認定しているが、これは他の判例同様の認定であり、現在では通説的な見解となっている。この準委任契約に該当するとすると、受任者は、受任した業務について、委任者に対し、報告義務を負うことになる。そのため、医療機関・医師は、患者に対し、診療前の事前の説明だけでなく、診療後においても患者に対し説明義務を負っている。

それでは、この事後の説明について、医療機関・医師は、患者に対し、診療録を示しながら説明する義務まで負っているのであろうか。この点、本判決では、患者に対する説明に医師の裁量を認めており、直ちに診療録を示して顛末を説明する義務までは認めていない。しかし、その裁量も無制限ではなく、

適切な説明をするに当たって、診療録を示しながら行う必要がある場合を認めている。具体的には、当該診療の内容、医師らが行った説明、当該診療録等の記載内容の重要性、医師らが当該診療録等を示すことができない事情、患者が顛末報告のために診療録等を示すよう求める理由や必要性、報告時の患者の症状等の具体的事情を考慮して、判断すべきとしている。これは、正面から医療機関に診療録を示して説明する義務があることまでは認めないものの、適切な説明を行ったか否かを評価するに当たって、診療録を示して説明することが必要な場合があることを認めたものと評価することができる。診療録を紛失したという本件の特殊な事情を考慮したものと考えられる。

本件では、医療機関が診療録の一部を喪失し、患者に開示できなかったという特殊な事情があるため、本判例を一般化することはできないが、患者に対する事後の説明が必要であることには何ら変わりはない。診療録を利用するかどうかは別として、各医師がそれぞれの方法で、医学的知見に乏しい患者が理解しやすい説明方法を実践していくことが必要である。また、診療録を紛失するようなことがあれば、診療録を示すこと自体不可能となり、本件のような特殊な判断をなされるおそれがあるため、その管理には十分な注意が必要といえる。

【参考文献】

判例タイムズ No.1318 173 頁

【メディカルオンラインの関連文献】

- (1) [口腔がん検診で見られる腫瘍以外の病変](#)
- (2) [当科における血管柄つき肩甲骨皮弁による下顎再建](#)
- (3) [診断書・診療録に関する義務について](#)
- (4) [証拠保全、カルテ開示申立や患児側弁護士から連絡があった場合の注意点](#)
- (5) [診療情報の外部保存](#)

- (6) [癌化する可能性がある白板症の見分け方](#)
- (7) [個人情報保護の視点から記録を考える](#)
- (8) [開示の指針と国立病院療養所の現況について](#)
- (9) [カルテの閲覧謄写請求](#)
- (10) [医事訴訟に必要な法律知識](#)